

神奈川県川崎競馬組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

(平成12年4月1日条例第15号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合議会の議員その他非常勤の職員（以下「非常勤の職員」という。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(公務災害補償等)

第2条 非常勤の職員の公務災害補償等については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年神奈川県条例第50号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。